

## 有限会社ケアプランナー横手 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前・産後休業や育児休業、男性の育児休業、育児休業給付、育休中の  
社会保険免除など制度の周知や情報提供を行う

- 令和 元年 12 月 ～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、  
法に基づく諸制度の調査
- 令和 2 年 2 月 ～ 制度に関するパンフレットを作成し配布、職員への周知

目標 2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする  
男性職員 … 計画期間中に7%以上取得すること  
(配偶者が出産した人数の7%以上)  
女性職員 … 取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 職員の具体的なニーズ調査、検討開始
- 令和 2 年～ 対象者がいる場合、支援プランに添って支援を進めていく